

○医薬分業制度における薬局調剤の推進について

(昭和三三年五月六日)

(薬発第二五九号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

薬事制度運営施策の一環として、今般別紙により、医薬分業制度における薬局調剤の円滑な推進を図ることとしたから、関係者に対する指導につき遺憾なきを期せられたい。

(別紙)

医薬分業制度における薬局調剤の推進について

薬事制度運営施策の一環として、左記により、医薬分業制度における薬局調剤の円滑な推進を図ることとする。

記

一 薬局の努力と自覚の向上

医薬分業制度における薬局調剤の促進には、先ず、薬局の努力と自覚の向上が必要である。このため主として次の事項の実施を図るものとする。

1 受入態勢の整備

- (1) 医薬品、特に、新しい医薬品について、その成分、用法、用量等を知悉し、病院、診療所から十分信頼される知識及び技術の保持向上を図ること。
- (2) 調剤医薬品の整備に努め、特に、希用医薬品については、適当な地域毎に薬局相互間において協調を図り、その保管を特定する等により病院、診療所が安んじて処方せんを発行し得るよう所要の措置を講ずること。
- (3) 夜間又は休日における調剤の求めに応じ得る態勢の整備につき、地域内の薬局相互間において協定する等所要の措置を講ずること。
- (4) 要処方せん医薬品の購入希望者については、必ず医師等の処方せんを持参するよう指導し、又、病院診療所に必要な連絡をとる等薬局と病院、診療所相互間の連絡を日常密接ならしめるよう心掛けること。
- (5) 社会保険その他の公的医療の現況にかんがみ、これらの諸制度における使用薬の範囲、医薬品の使用基準、薬価請求の手続等を充分理解し、社会保険等に関する処方せんによる調剤について事務上の違背のないように努め、病院、診療所が安んじて社会保険等による処方せんを発行することができる基礎を確立すること。

2 病院、診療所との連絡の緊密化

- (1) 個々の薬局において、地域的關係、親戚、知人關係その他の關係を活用して病院、診療所と常時緊密な關係を強化しておくこと。その場合、医薬品の整備状況その他その薬局の業務について必要と思われる事項について認識を深めしめると共に、それらの病院、診療所の投薬の傾向を把握してこれに即応する態勢を整え、病院、診療所の処方せん発行を容易ならしめる方法を講ずること。
- (2) 個々の薬局の場合にとまらず、希用医薬品の調剤に関する事項、夜間調剤等に関する事項等統一的に取り扱うことが適当と認められる事務処理方法について、その地区内の薬局相互間及び医師等と緊密な連絡を持ち、事務処理の円滑化に役立つための協定を行う等処方せん発行の増加に役立つ方法を講ずること。
- (3) 薬局と病院、診療所は、定期又は随時の協議を行う等の方法により、相互の実情に理解を深め、分業の実をあげるように努めること。

二 モデル地区における指導

都道府県及び都道府県薬剤師協会は、関係者の協力を得て、医薬分業に関するモデル地区において、円滑な分業の推進について必要な指導を行うものとする。

三 広報活動

全国的に適当なあらゆる機会を利用して、医薬制度、特に、薬局の機能について関係者並びに国民一般の認識を深めるように努めるほか、各都道府県においても、関係団体の協力を得て、次にあげる方法等により、各地域の実情に応じ機会ある毎に制度の趣旨の徹底に努める。

- 1 各種講習会の開催又は利用
- 2 医薬分業推進運動期間の設定
- 3 各種団体との協議懇談会の開催
- 4 各種広報機関を通じての啓蒙